

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和2年4月8日(水) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14階大ホール

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は、皆様方大変お忙しい中、農業委員会総会に多くの方がご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症が日本全国に感染拡大中で、熊本県内におきましても感染者が21人発生しております。予防には、お一人お一人の咳エチケットや手洗い、うがいなどの実施が、とても重要でございます。皆様方におかれましても、体調管理に十分注意をいただきたいと思っております。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議題となっております。どうか審議がスムーズにいきますよう、よろしくをお願いいたしまして、ご挨拶いたします。

事務局 総会の前に、職員の任免について事務局より説明いたします。

事務局 事務局から、職員の任免について最初にご紹介をしたいと思います。
お手元に、2枚をホチキスでとじてある、頭のほうに職員の任免についてというのがあると思います。そちらをご覧ください。

まず、退職と転出でございますが、3月31日をもちまして、原田さん、岩上さん、2人が退職ということになっております。

それから、その下ですけれども、4月1日付で、平井副事務局長ほか、全部で7名の方が農業委員会からご転出ということでございます。それと、下のほうには、配置換え、あるいは昇任なされた皆様のお名前を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただきまして、転入等というところでございますが、4月1日付で7名の皆様方を新たに農業委員会のほうにお迎えすることになりました。本日は、その中で3名の方にご出席いただいておりますので、それぞれ自己紹介という形で、皆様方にご挨拶させていただきたいと思います。

では、よろしく申し上げます。

副事務局長 皆さん、こんにちは。

私、今回の人事異動で東区総務企画課から農業委員会副事務局長を拝命いたしました森元でございます。

新規採用で、昭和57年から62年まで農業委員会にお世話になっておまして、それから平成、令和ということで33年ぶりに農業委員会にまいりました。33年ぶりに来まして、台帳が電子化、システム化されているなど、いろいろなことが新しくなっておまして、また最初から勉強させていただくこととなります。今後ともよろしくようお願いいたします。

事務局 都市整備景観課からこのたびの異動で北区分室のほうに異動となりました村上と申します。

私も6年ぶりにこちら農業委員会事務局に帰ってまいりまして、またお世話になることとなりました。今後ともよろしくようお願いいたします。

事務局 このたび、富合・城南分室長の任命を受けました西原と申します。以前は富合地域整備室のほうで、主に土木関係の予算とか決算とか、そういう総務の仕事をしておりました。

今回、私も平成22年度から3年間、農業委員会のほうでお世話になって、また7年ぶりにこちらのほうのお仕事をさせていただくことになりました。一生懸命勉強して、またご指導いただきながら頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。
議事に入ります前に、議案の訂正がございます。

事務局 すみません、議案の訂正がございます。
議案別冊の9ページ、第2号議案の農地法第4条の規定に基づく許可申請、9ページの10番と10ページの11番、こちらの2件が取下げとなりましたので、斜線を引いていただいて削除をお願いしたいと思います。9ページの10番と10ページの11番になります。斜線で抹消していただくよう、お願いいたします。
以上です。

事務局 それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記の指名をいたします。本日の議事録署名者には、5番の眞鍋宣孝委員と6番の谷口憲治委員を、書記に事務局の渡辺靖雄参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第8号議案、熊本市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程についてまで入れますと、8件でございます。どうかよろしくお願いいたします。

初めに第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、27件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会の協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は畜産業を

営まれている専業農家で、申請地には牧草を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

2番から4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

2番は、農地所有適格法人の設立のための賃貸借権設定の申請です。借人は、申請地にミカンを作付される計画です。さきの地区委員会で聞き取り調査を実施し、事業計画等の確認を行い、農地所有適格法人の要件を満たしていると判断しました。許可後はミカンを作付される計画です。

3番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、キャベツを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、2番から4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、5番。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

5番から8番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、おいへ贈与による所有権移転の申請です。譲受人はミカン
を栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

6番は、遺贈による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培
されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

7番は、義弟へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及
びミカンを栽培されている農家で、申請地には水稻及びミカンを作付
される計画です。

8番は、持分の3分の1の所有権移転の申請です。譲受人はミカン
を栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項
各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果
でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、4番から8番について地元委員より報告がございました。
この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、9番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

9番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いた
します。

9番は、経営拡張による使用貸借権設定の申請です。借人は水稻及
び露地野菜を作付されており、許可後は水稻及び露地野菜を作付され
る計画です。

10番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及
び露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

11番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を

作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

12番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

13番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

14番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

以上6件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、9番から14番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、15番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

16番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

18番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

19番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、タケノコを作付されており、許可後はタケノコを作付される計画です。

20番は、孫へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦、大豆を作付されており、許可後は麦、大豆を作付される計画です。

以上5件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、16番から20番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

21番から22番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、耕作の便宜上取得のため所有権移転される申請です。譲受人は水稻、スイカを作られる専業農家で、許可後はスイカを作られる計画です。

22番は、経営拡張のため賃貸借権の設定をされる申請です。借人は水稻を作られる兼業農家で、許可後は水稻を作られる計画です。

以上2件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より 21 番から 22 番についてご報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、23 番。

17 番 牧野正治委員

17 番委員、牧野でございます。

23 番から 27 番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

23 番は、経営拡張のための賃貸借権を設定される申請です。借人は水稻、アスパラガスを生産する兼業農家で、許可後は柿を生産する予定であります。

24 番は、農地所有適格法人が経営拡張のため賃貸借権を設定される申請です。借人はスイカ、ナス、ブロッコリーを生産する農地所有適格法人で、許可後はブロッコリーを生産する予定であります。

25 番は、子へ贈与のための所有権移転される申請です。譲受人は水稻、スイカ、メロンを生産する専業農家で、許可後は水稻、スイカ、メロンを作付する予定であります。

26 番は、経営拡張のための所有権移転される申請であります。譲受人は水稻、スイカを生産する専業農家で、許可後はスイカを作付される予定であります。

27 番は、農地所有適格法人が経営拡張のため賃貸借権を設定される申請です。借人は肉用牛を生産する専業畜産農家で、許可後は飼料作物を生産する予定であります。

以上 5 件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを協議確認いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、23 番から 27 番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請1
1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準
に照らし、地区委員での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたし
ます。

1番は、貸し資材置場に転用するための申請です。農地区分は、1
0ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、
代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請者が経
営する法人の事業拡大のため、コンテナやパイプなどの資材置場とし
て整備し法人に貸し付ける計画で、転用規模は妥当であると判断しま
した。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支
障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は令和2年6月1
0日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しており
ます。

以上、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基
準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結
果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この
件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、2番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、漁業用倉庫建設のための転用許可申請です。農地区分は、
10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。
第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の

集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しております。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、1,803㎡のうち729.61㎡に船5隻、海苔のポール、いかり、トラックなどを格納する漁業用倉庫建設の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。ただ、申請地は既に資材置場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は、許可後、速やかに着工され、令和2年9月30日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会での現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、貸し駐車場への転用許可申請です。農地区分は、第3種農地の区域に隣接する区域で、その他市街地化が見込まれる区域にあり、相当数の街区を形成している区域で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、近隣にマンションが建設されることにより、駐車場不足が予想され、自家用車32台分の月極駐車場として整備するもので、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年5月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの

協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

4番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、営農型太陽光発電設備の一時転用許可の更新の申請です。期間は、許可日から3年間となっています。農地区分は、甲種農地で原則不許可ですが、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するものであり、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、事業面積4,244㎡に太陽光パネル1,620枚、パネルの高さ2.1mから2.5m、遮光率90.4%、出力413.1kWで、支柱等の転用面積としては、支柱324本にフェンスの支柱131本とキュービクル受動装置2基で36.1㎡です。太陽光発電設備の下部面積は2,870㎡となりますが、太陽光パネル下部においてはミョウガを栽培されております。営農計画書と営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ、地域の平均的な反収等の数値、九州電力との接続契約書の系統連結承諾書の写し、また、地権を有する者としてJA熊本市営農部より意見書も添付されております。雨水は自然浸透させ、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはないものと思われま。事業計画や営農型太陽光廃止時の解体撤去の確約書等もそろっております。これまでの営農状況は、平成30年は順調に生育していましたが、収穫直前に台風の直撃により倒伏し、茎折れの原因として生育に大きく影響がありました。枯れていくものも見受けられたため、時期を早め小さい収穫となったため、収量が大きく減少しました。今回の更新申請に当たって、肥培管理にはこれまでしっかり努力を払っておられ、令和元年6月から令和元年9月末までに、平均単収500kgのところ402kgの収穫、出荷ができております。これは、平均単収の8割を超えています。本地区委

員会においても、作物の生育状況を定期的に現地調査で確認してきており、さらに今後、経過観察が必要と思われますので、今後も作物の生育状況の現地調査、指導を定期的に行っていく必要があると確認しました。

5番は、農業用資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業施設の用に供するために該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は事業面積753㎡に施設園芸ハウスの施設資材や堆肥及び客土などで、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年5月1日から令和2年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、4番と5番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、4番については、営農型太陽光発電施設への転用ですので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。
　　続きまして、6番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

6番から8番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

6番は、個人住宅を建築する転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、木造平屋建

て個人住宅1棟を建築される予定で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。なお、無許可で既存の倉庫が建っており、許可後に取り壊す予定ですが、無許可で建てたことに対する始末書の添付がなされております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査済みとのこと。工事計画は、令和2年5月31日から令和3年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

7番は、貸し駐車場への転用申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地を賃借予定の事業者が、従業員や来客者の駐車場として使用したいとの要望に応じ選定したもので、車15台分を整備する計画で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年5月1日から令和2年10月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

8番は、貸し資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地を賃借予定の建築業を営む事業者が、コンクリート製品、木材、パネルなどの資材置場として使用したいとの要望に応じ選定したものであり、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年5月1日から令和2年10月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より6番から8番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

9番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、植林へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、サカキ、クロキ等の植林への転用で、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。事業計画、排水同意等の必要な添付書類もそろっており、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。農地とは知らずにそのままにしており、今後は注意しますとの始末書の添付もされております。

以上1件については、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、10番、11番は取下げでございまして、続きまして、12番。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

10番と11番は取下げになりました。

次に12番です。個人住宅への転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされております。土地利用計画は、個人住宅への転用で、配置図面などで転用面積は適当と思われます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。事業計画などの添付書類もそろっております。申請地は、以前から宅地と一体的に使用されていたとみなされます。また、農地法に全く無知で、申請が遅れたことについて、今後このようなことがないよう注意しますとの顛末書も添付されております。

13番は、肉用牛の繁殖、肥育などを営む法人で、肉用牛の畜舎建

設のための転用申請です。農地区分は、農振農用地区域内の農地で、用途変更が行われており、農用地区域内の農地は原則不許可ですが、農用地利用整備計画において指定された用途に供するために行われるもので、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、繁殖用と育成牛用の畜舎で、木造平屋建て3棟、建築面積1,122㎡で、配置図面などにより転用面積は適当と思われます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。工期は、令和3年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。熊本市農業政策課からは、農用地区域内における農業用施設用地へ用途変更しており、転用については問題ないとの回答を得ております。

以上2件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、12番から13番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、18件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番と2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、親と娘夫婦間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積330㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なもの判断されます。資金計画、給排水計画、

隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、分家住宅として開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可後、速やかに着工され、令和3年4月30日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

2番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積62㎡に業務用車両3台の駐車場の計画で、転用面積としては適正なもの判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。工事期間は、令和2年5月1日から令和2年7月10日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なもの判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番から2番について、地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

3番から7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番と4番は関連で、結婚式場運営を営む法人が、賃貸借権設定による駐車場への転用の許可申請です。農地区分は、第3種農地の区域に近接する区域のその他市街地化が見込まれる区域にあり、相当数の街区を形成している区域で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用地に近接する、現在建設中で4月下旬オープン予定の結婚式場の来場者及び従業員用車両50台分の駐車場として整備する計画で、妥当な面積と思われます。資

金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年4月30までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

5番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広りのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、建築面積102.68㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事計画は、令和2年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

6番と7番は関連で、建築工事を営む法人が、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広りのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用地に建売住宅7棟を建設される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事計画は、令和3年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、3番から7番について地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、葬祭業を営む法人が、所有権移転し駐車場への転用許可申

請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、事業用及び来客者用乗用車9台の駐車場として利用されるものです。転用面積は240㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年5月1日から令和2年5月20日までの予定です。許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

9番から15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、削井及びボーリング事業を営む法人が、所有権移転による資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地にボーリング足場材、コンクリート製品などの資材置場を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年5月1日から令和2年12月25日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

10番は、宅地建物取引業を営む法人が、農地を所有権移転し建て売り住宅及び公衆道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2

階建て住宅14棟及び公衆用道路を整備する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査済みとのことです。工事計画は、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

11番は、宅地建物取引業を営む法人が、所有権移転による建て売り住宅及び公衆道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て11棟及び公衆道路を整備される計画で、妥当な面積と思われます。代替地についても検討されております。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。工事期間は、令和2年5月1日から令和3年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

12番は、使用貸借権による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に分家住宅木造平屋建て1棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年5月20日から令和2年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

13番は、所有権移転による農業倉庫へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て1棟を建築される計画で、妥当な面積と思われます。なお、母屋新築のために境界確認をしたところ、既存の倉庫の一部が贈与人の農地に建っていたことが判明し、深く反省する旨の始末書の添付がなされております。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

14番は、個人が使用貸借権を設定し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断

されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造平屋建て住宅1棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前審査済みとのこと。工事計画は、令和2年4月1日から令和2年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

15番は、所有権移転による資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。譲受人は、個人にて建築業を営んでおり、熊本市外からの受注が増加しており、申請地は市と熊本市外の間位置しており、利便性がよいため選定したものです。土地利用計画は、のり面を除いた申請地のうち1,851㎡に型枠パネル2,000枚、鋼管1,000本、パイプサポート500本の資材置場、従業員駐車場8台分、作業場を整備する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年5月20日から令和2年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上、7件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、9番から15番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、10番、11番については、転用面積がそれぞれ3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、16番。

19番 緒方一臣委員

19番委員の緒方です。

16番から17番について、地区委員会での協議状況を報告いたし

ます。

16番は、太陽光発電システムの開発、製造及び販売を営む法人が、所有権移転により資材置場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、隣接する太陽光発電設備の保守管理するため、資材置場として管理具、収納箱等のスペースで、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。残高証明、排水同意等の必要な添付書類もそろっており、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。工期は、許可日から令和3年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

17番は、太陽光発電システムの開発、製造及び販売を営む法人が、所有権移転により太陽光発電設備設置へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、太陽光発電パネル660枚、発電量224.4kWで、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。資金計画、九電の負担金のお知らせ等の必要な添付書類もそろっており、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。工期は、許可日から令和3年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上、2件については、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、16番から17番について地元委員より報告ございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、18番。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

18番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

18番は、再生可能エネルギー発電システム設置などを営む法人が、

太陽光発電設備設置のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされております。土地利用計画は、発電用パネル204枚、発電出力88.74kWで、転用面積は適当と思われます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。事業計画、残高証明書、認定通知書、九電の負担金請求などの添付書類もそろっております。工事は、令和2年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、18番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（1号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細17ページの1番から23ページの19番までの合計19件で、1番から6番までの6件が公社からの売渡し、7番から19番までの13件が公社による買取りです。面積は19件合わせまして、田2万4,713㎡、畑1万1,566㎡、農業用施設用地6,584.32㎡の、合計4万2,863.32㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細24ページの20番から31ページの48番までの合計30件で、契約期間別では、6年未満が24件、10年以上が6件で、面積は30件合わせまして、田7万6,481.37㎡、畑1万7,775㎡の、合計9万4,256.37㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は大豆、水稻、露地野菜、果樹、麦、飼料作物です。

次に、再設定分です。明細31ページの49番から39ページの7

6番までの合計27件で、契約期間別では、6年未満が17件、6年以上10年未満が2件、10年以上が8件で、面積は27件合わせまして、田8万9,505㎡、畑2万1,886㎡の、合計11万1,391㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、飼料作物、大豆、露地野菜、施設野菜、麦、工芸作物です。

続きまして、第5号議案です。

40ページの表をご覧ください。

こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細41ページの1番から50ページの32番までで、契約期間別では、6年未満が14件、6年以上10年未満が2件、10年以上が16件で、面積は32件合わせまして、田8万2,006.56㎡、畑1万6,231㎡の、合計9万8,237.56㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稲、畑作物、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることでございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、4件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況ご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきましては、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたし

ます。

1番は、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願い出のあった農地については、地元委員が現地調査を行い、水稻が栽培されていることを確認し、願出人自らが引き続き農地として適正な管理、耕作を行っている判断されましたので、先日の地区委員会において、証明書の交付には何ら問題がないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　　続きまして、2番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、地方税法附則第12条第2項、不動産取得税の徴収猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は水稻を作付されている農家で、対象農地13筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付には何ら問題がないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　　続きまして、3番。

20番 内田政憲委員

20番、内田です。

3番から4番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番の願出人は水稻、スイカを栽培されている専業農家で、対象農地15筆については、農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認いたしました。先日の地区委員会において、証明書の交付については問題ないものと協議しました。

4番の願出人は水稻、スイカを栽培されている専業農家で、対象農地12筆については、農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認いたしました。先日の地区委員会において、証明書の交付については問題ないものと協議しました。

以上2件、ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、3番、4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、非農地証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いします。

　　それでは、1番をお願いします。

20番 内田政憲委員

20番、内田です。

1番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

申請地については、以前から住居、倉庫の敷地の一部として利用され、現在に至ってしまいました。今般新たに住宅の建築行為を行う際に、農地であることに気づきました。今回、申請地の固定資産証明書及び地元住民の書面にて、非農地であったことを確認しました。このことから、昭和27年10月20日農地法施行日前日以前から引き続き非農地であったと判断しました。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い協議検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第8号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容説明をお願いします。

事務局 　　第8号議案について、農業委員会事務局に关します規程の改正案ですので、説明をさせていただきます。

　　第8号議案の熊本市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程について、説明をいたします。

　　この規程の改正理由としましては、地方公務員法の改正、会計年度任用職員制度の導入に伴い、副事務局長の専決事項から旧臨時職員等任免に関する事項について削除し、熊本市農業委員会事務局規程の所要の改正を行うものです。

　　2枚目の資料をご覧ください。

　　現行の熊本市農業委員会規程第6条中、第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とするものです。

　　以上です。

議 長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、改正案のとおり承認することに決定いたします。

　　次に、次第の5の報告事項です。事務局より説明願います。

事務局 　　議案別冊のカラーページになります。報告事項の一覧をご覧ください。1番から10番までの合計161件となっております。件数のみ報告します。

　　以上です。

議長

次に、次第6、その他です。

新型コロナへの対応について、事務局の説明があります。よろしく
お願いします。

事務局

事務局でございます。

資料のほうを、2枚でホチキスとじにしてある、カラーの資料が配
つてあると思いますが、そちらのほうをご覧ください。

熊本市における新型コロナウイルス感染症に関する状況ということ
でございますが、ご案内のとおり、昨日内閣総理大臣からコロナの緊
急事態宣言ということが出されております。今のところ、熊本県はそ
の対象には入ってはおりませんが、現時点におきまして、市内
で17例感染者が出ていると。熊本県内においては22名の感染者が
出ているということで、熊本市といたしましても、このコロナ対策と
いうのが非常に最重要課題ということで、全庁挙げて取り組んでいる
ところでございます。

今現在の熊本市内の状況なんですが、先ほど患者数は言いましたけ
れども、この下のほうの表を見ていただきたいんですが、レベルが、
正常からレベル4までということで、一応5段階のレベルが設定して
ありますが、今現在、熊本市はこの黄色のところのレベル3、警報と
いうことでございます。上から2番目という状況でございます。これ
が、一番上の赤、レベル4、特別警報というのにもし仮になった場合
なんですけれども、次の2枚目をめくっていただきたいと思うんです
が、これは、行政管理部の総務課のほうからの通知文、いわゆる内部
文書でございますが、これが、今はレベル3ですけれども、万が一、
レベル4になった場合は、原則として、市役所のいろんな業務、窓口
業務も含めて中止、延期を検討してくれというのが、この文書でござ
います。

これに基づきまして、農業委員会の事務局のほうでも、我々の対応
について協議をいたしまして、もしレベル4になった場合は、農業委
員会事務局、分室も含めまして、窓口業務がございます。農地転用申
請の受付業務がございますが、これについて、レベル4が発令されて
いる間は延期をせざるを得ないかなということで、市民の皆様が窓口
に来られることを自粛していただくと、接触の機会を極力減らすとい
うことで、そういう対応を考えているところでございます。

これにつきましては、市民の皆様いろんな影響を与えますので、
実施する前には、ホームページ等を通じて、いつまで自粛するのか、

どういった業務が自粛されるのか、それはお知らせをするというふうな段取りになっております。ほかの区役所、あるいは分庁舎のいろいろな業務に関しても、極力もう市民の方が市役所に来るということをご遠慮いただくという意味から、延期もしくは中止という形を取るというふうに聞いておるところでございます。

改めまして、もしこのレベル4になって、本庁あるいは分室の窓口を一旦ちょっと閉じるということになった場合は、委員の皆様方にはご連絡を差し上げたいと思っております。

ただ、どうしても特別な事情と申しますか、どうしても窓口のほうで申請を受け付けてもらわないと、いろいろな問題が起きて困るといった特段の事情がある場合は、協議をした上で受け付ける場合もあるということですが、原則としては、この期間内は受け付けないという形を取らせていただければと思っておりますので、委員の皆様方にはいろいろご迷惑おかけすることもあるかと思っておりますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

この総会についてなんですが、実は、もう既に3月21日以降、本庁あるいは分室で既に許可申請を受けておりますので、5月の総会については実施をするという形になると思います。ただ、その際の方法というか、やり方は、今日はこうやって間隔を空けて、いつもちょっと見られない光景ですけれども、そういった今日と同じようなやり方になるのか、ちょっとその辺は少し検討させていただいて、またご連絡を差し上げたいというふうに思っております。

熊本市役所内も非常にびりびりしたムードでございまして、冒頭、会長からも健康に十分留意してくれということがありましたけれども、農業委員の皆様方から一人もそういう感染者とか、そういうのが出ないということ、我々も本当に切に願っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

議 長

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他の整理に要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。
どうもお疲れさまでございました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。
なお、次回は5月8日金曜日午後3時より、会場は熊本市役所別館駐輪場8階会議室を予定しておりますので、よろしく願いいたします。
皆様、お疲れさまでございました。

閉 会 午後4時20分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和2年4月8日

議長 森 日出輝

署名委員 眞鍋 宣孝

署名委員 谷口 憲治

書記 渡邊 靖雄